

令和5年度札幌市民間児童育成会候補者選定に係る質問への回答について

No.	質問	回答
1	民間児童育成会の運営主体等について、構成委員のうち2人以上は児童育成関係者とするとありますが、申請時点で構成委員として加入している必要がありますか。	申請時点で必ずしも加入している必要はありませんが、「育成委員会委員は、保護者や地域との連携を重視した人材が確保できる見通しがあるか」が評価基準のひとつとなっておりますので、それを踏まえて「事業者概要書（様式3）」において委員への打診状況等をご記入いただければと思います。
2	事業を行う施設について、申請時点では所有権の移転登記が完了している必要がありますか。売買契約書の写の提出でも可能でしょうか。	売買契約書の提出等までは求めておりませんが、「建物の確保に確実性と永続性があるか」が評価基準のひとつとなっておりますので、それを踏まえて、「事業提案書（様式6）」においてその進捗状況等をご記入いただければと思います。
3	非営利団体であることの証明できる挙証書類とは、具体的に、設立総会の議事録等でよろしいのでしょうか。	ご質問の挙証書類については主に法人の場合を想定しており、法人以外の団体等については、団体の概要等を「事業者概要書（様式3）」にご記入いただいたうえで、併せて、新規に立ち上げた団体等の場合は、非営利について提出書類11の規約案に盛り込む、その内容が分かる設立総会の議事録等の写しを添付するなどによりご対応いただければと思います。
4	提出書類14の「建築基準法に基づく検査済証等」とは、①建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定、②地震に対する安全性に係る基準の項目の記載がある耐震基準適合証明書であればどのような様式でもよろしいでしょうか。 もしくは、建築士の要件確認は済んでいるのですが、昭和56年6月以前の検査済証の提出でもよろしいでしょうか。	昭和56年5月31日以前に建築された物件での運営を検討している場合は、その物件が新耐震基準に適合していることを確認するため、耐震基準適合証明書等の提出を求めています。耐震基準適合証明書であれば、どの種類の様式で提出していただいても構いません。 また、新耐震基準に適合していることが分かる内容の記載があれば、診断者が耐震診断等の結果を申請者に報告する報告書に類するものであっても差し支えありません。 なお、昭和56年5月31日以前の検査済証のみの提出は、新耐震基準に適合しているかの確認ができないため、認められません。